

第 52 回運用委員会議事要旨

1. 日 時: 平成 23 年 11 月 7 日 (月) 16:00~18:00
2. 場 所: 年金積立金管理運用独立行政法人 会議室
3. 出席者: ・植田委員長 ・宇野委員長代理 ・稲葉委員 ・臼杵委員 ・小幡委員
・草野委員 ・佐藤委員 ・能見委員 ・村上委員 ・山崎委員

4. 議事要旨

(1) 「エマージング株式運用受託機関について」

「エマージング株式運用受託機関について」について事務局より説明が行われた。
質疑等の概要は以下のとおりである。

委 員 今度のエマージング株式は、全体として、どういう状況でパフォーマンスをあげるのか、それとも偏りが生じるのかといった分析はどうか。

事務局 各年度別に過去データを並べ分析しており、全てがプラス又はマイナスに偏るという状況はないことを確認している。過去のパフォーマンスが将来を保証するものではないため、今後、実際に資金の配分をしていく中で、徐々に資金を投入しながら分析していければと考えている。

委 員 資金配分についてはどういう考え方で決定するのか。

事務局 現時点では均等配分等を考えているが、今後検討していきたいと思っている。

委 員 具体的な配分方法によってどういう影響を受ける可能性があるのか、それが個々に見たファンドのリスク量に対してどれくらい分散投資効果が出るのかというのはいろんな角度で計算してみたほうがいいのではないかと。

委 員 今後詳細を検討するときに、これらのファンドのリターンが動きが、運用している外国株式のリターンとどんな相関関係にあるのか、他のアセットとどう関係にあるのか、それは確認したほうが良いのではないかと。

事務局 了解した。

(2) 「年金積立金管理運用独立行政法人について (案)」

社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提と年金積立金のあり方に関する専門委員会」への提出資料である「年金積立金管理運用独立行政法人について(案)」について事務局より説明が行われた。

－質疑 特になし－

(3) 「運用受託機関等の法令違反及び事務過誤等への対応状況」

「運用受託機関等の法令違反及び事務過誤等への対応状況」について事務局より説明が行われた。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員 ガイドライン違反については、運用受託機関の方から申告してくるのか。

事務局 ガイドライン違反や事務過誤が生じた場合、我々が提示しているガイドラインでは、ただちに報告するよう定めている。

後日にわかれば、そこは逆に重大なガイドライン違反ということになる。

委員 つまりある意味で隠さないインセンティブになっていると、そういう理解でよいか。

事務局 そのとおり。

(4) 「リスク管理状況等の報告（8月）」

「リスク管理状況等の報告（8月）」について事務局より説明が行われた。

質疑等はなかった。

以上